四　前三号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

五　第一号から第三号までに規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

六　第一号から第三号までに規定する事項に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

附　則

この政令は、令和四年九月二十六日から施行する。

外務大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和四年九月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百十一号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百六十号を第四百六十一号とし、第四百五十九号を第四百六十号とし、第四百五十八号の次に次の一号を加える。

四百五十九　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）

附　則

この政令は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和四年九月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百十二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（学識経験を有する者の意見の聴取に関する経過措置）

第一条　主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下「新法」という。）第二条第三項及び附則第五条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

2　主務大臣は、新法第二十四条の五第三項の規定による命令の基準を定めようとするときは、施行日前においても、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

（対処指針の策定に関する経過措置）

第二条　主務大臣及び国土交通大臣は、施行日前においても、新法第二十四条の七第一項から第四項までの規定の例により、対処指針（同条第一項に規定する対処指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された対処指針は、施行日において新法第二十四条の七第一項の規定により定められ、同条第四項の規定により公表されたものとみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

省　令

○外務省令第九号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一